同条第三項に規定する経営承継準備関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、生産性向上特別措置法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証並びに特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十五条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。	同条第三項に規定する経営承継準備関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、生産性向上特別措置法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証並びに情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。
一～四　［略］	一～四　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行の日（令和二年八月三十一日）から施行する。

○経済産業省令第七十号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第四十七条第一項の規定に基づき、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第四十七条第一項に規定する分割証明情報に係る申請手続に関する省令を次のように定める。

令和二年八月二十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第四十七条第一項に規定する分割証明情報に係る申請手続に関する省令

（用語の定義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）において使用する用語の例による。

（分割証明情報の申請）

第二条　承継法人は、分割証明情報の提供を求めるときは、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　分割計画書又は分割契約書の写し

二　分割に係る事項を記載した申請者の登記事項証明書

三　分割により一般ガス導管事業を承継した法人又は分割をした法人であって当該分割の後も引き続き一般ガス導管事業を営むものが、当該分割の後にガス小売事業及びガス製造事業（ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。）のいずれも営まないことを約する書面

3　前二項の規定は、改正法附則第四十七条第三項において読み替えて準用する同条第一項の分割証明情報の提供を求める場合に準用する。

（分割証明情報の提供）

第三条　経済産業大臣は、前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による求めを受けた場合において、分割証明情報を提供することが適当と認めるときは、様式第二による分割証明情報を申請者に提供するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一（第二条関係）

年　　月　　日

経済産業大臣　　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

分割証明情報の提供の申請について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「法」という。）附則第47条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、分割証明情報の提供を受けたいので、申請します。

記

・分割年月日
　年　　月　　日

・法附則第47条第1項の兼業者
　住　所
　名　称

・法附則第47条第1項の承継法人
　住　所
　名　称